



# 生活環境

## はじめより「エコドライブ」!

最近、「エコドライブ」という言葉を見聞きする機会が増えていきます。

地球温暖化対策の中で一番大きな課題なのがCO<sub>2</sub>の排出量削減ですが、自家用車からのCO<sub>2</sub>排出量は、全体のおよそ10%を占めています。地球にも家計にも優しいエコドライブを始めませんか。

1. ふんわりアクセル「eスタート」  
普通の発進より少し緩やかに発進すると、燃費が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。

### 2. 加減速の少ない運転

車間距離に余裕をもつことが大切です。同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなりま。交通の状況にに応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。

### 3. 早めのアクセルオフ

エンジンブレーキを使うと、燃料の供給が停止されるので、燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジンブレーキで減速しましょう。

### 4. エアコンの使用を控える

気象条件に応じて、小まめに温度・風量の調整を行います。

### 5. アイドリングストップ

待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐車の際には、アイドリングを止めましょう。

### 6. 暖機運転は適切に

現在販売されているガソリン乗用車においては暖機不要です。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら

暖めるウォームアップ走行で充分です。

### 7. 道路交通情報の活用

地図やカーナビなどを利用して、行き先や走行ルートをあらかじめ計画・準備しておきましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ、燃料と時間の節約になります。

### 8. タイヤの空気圧を小まめにチェック

タイヤの空気圧が適正値

### 9. 不要な荷物は積まずに走行

車の燃費は荷物の重さに敏感です。不要な荷物は、車から下ろしましょう。

### 10. 駐車場所に注意

交通の妨げになる場所での駐車は、交通渋滞をもたらす原因となります。

## 警察安全情報

### 冬季の交通事故防止に努めよう!

冬季は、比較的温暖な瀬戸内市内でも、気象条件や時間、場所によっては、降雪や路面の凍結が見られます。

雪道や凍結した路面での運転は、非常に滑りやすく、ちょっとしたハンドル操作やブレーキ操作でも車のコントロールを失ってしまう危険性があります。

次のことに気を付けて、冬季の交通事故防止に努めましょう。

### ◇道路、気象情報に注意し、

路面がキラキラ光っている時は減速が必要であり、車間距離を十分保つとともに速度を控え、常に危険を予測しながら慎重な運転に努める。

◇積雪のある道路では十分減速し、急ハンドル、急ブレーキは絶対にしない。



タイヤチェーンを準備しておきましょう

### ■瀬戸内警察署

☎0869-34-6110

## 意見を募集します

瀬戸内市地球温暖化対策地域推進計画(案)  
瀬戸内市一般廃棄物処理基本計画(案)

本市では、市民・事業者・行政が一体となって、地域の環境政策における計画策定に取り組んでいます。

「地球温暖化対策地域推進計画」は、行政に加え、住民・事業者全てから排出される温室効果ガスの削減を目的とした、地域で実行可能なマスタープランとして、また国の「京都議定書目標達成計画」の趣旨に沿った計画として策定するものです。

一方、「一般廃棄物処理基本計画」は、循環型社会の形成に貢献するための取り組みを総合的、計画的に推進するための指針として、計画を定めるものです。

なお、上記計画について、市ホームページで閲覧できます。

▷提出期限 2月16日(月)  
▷提出方法 電子メール、郵送またはFAXで提出してください。

■問い合わせ・提出先  
市生活環境課  
〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1  
☎0869-22-1899 FAX 0869-22-3973  
電子メール seikatsu@city.setouchi.lg.jp

## 農耕作業用自動車も軽自動車税が課税されます

軽自動車税は原付、軽乗用車、軽トラックなどに課税されますが、コンバインやトラクターなどで乗用装置のある農耕作業用自動車も道路を走行するしないにかかわらず、小型特殊自動車として軽自動車税の課税対象となります。税額は年間1,600円です。

未登録の人は、市役所税務課、各支所、裳掛出張所で手続きをしてください。

届け出には印鑑と販売証明書などの車名、車体番号が分かるものを持参してください。

小型特殊自動車(農耕用)	
大きさ	制限なし
速度	時速35km未満
総排気量	制限なし

■問い合わせ先  
市税務課 ☎0869-22-1114

## 「特別慰労品」贈呈の受け付けが3月31日で終了します

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、平成19年4月から、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者本人に「特別慰労品」

を贈呈しています。その贈呈受け付けが3月31日をもって終了します。

引揚者とは、終戦の日

まで引き続き1年以上外地で生活し、戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。なお、遺族は対象となりません。

請求書などは、市福祉課(ゆめトピア長船内)、邑久分室(市役所内)、牛窓支所、裳掛出張所の各

窓口にあります。

まだ請求していない人は、独立行政法人平和祈念事業特別基金へ資格要件などを問い合わせの上、早急に請求してください。

■問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金  
☎0120-234-933(月～金曜日の午前9時15分～午後5時15分、土日祝日休)